

## 【別紙 21】 利用料金減免の基準

本施設の利用料金は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全額を減免する。また、この基準により減免となる主な行事等として、「別紙 24 減免対象行事等（予定）」に挙げているものが予定される。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号。以下「祝日法」という。）第 2 条に規定するスポーツの日
- (2) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。以下「学校」という。）に在学する者（以下「児童・生徒」という。）が祝日法第 2 条に規定するこどもの日に利用するとき
- (3) 県又は県教育委員会が主催又は共催する行事に使用するとき
- (4) 県又は県教育委員会が後援する行事のうち入場料等を徴収しないもので、次のいずれかに該当するもの
  - ア 身体障害者、知的障害者又は精神障害者が主たる参加者となるもの
  - イ 児童・生徒が主たる参加者となるもの
- (5) 県の行政施策を補完すると認められる催しに使用するとき
- (6) その他、指定管理者が公益上その他の特別の事由があると判断するとき